

暮らしの情報箱

- はがきなどで申し込む場合の記入例
- ① 催しなどの名称
 - ② 〒住所
 - ③ 氏名(ふりがな)
 - ④ 年齢(学年)
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ その他必要事項
- ※費用が記入されていない催しなどは原則無料です

福祉

いきいき入浴証のご案内

1回200円の自己負担で、2か月で6回公衆浴場を利用できます。

☑区内在住で介護施設などに入所していない70歳以上の方

☑地域包括支援センター、老人いこいの家、地域福祉課、問合先へ申請書(申込先で配布)を持参か問合先へ郵送

☑高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1252 FAX5744-1522

受験生チャレンジ支援貸付

学習塾などの受講料や高校・大学受験料の貸付を無利子で行います。詳細はお問い合わせください。

☑中学3年生、高校3年生か、これに準じるお子さんを養育し、世帯の総収入金額が基準額以下であるなどの要件に該当する方

●学習塾などの受講料 上限20万円

●受験料
中学3年生= 上限27,400円
高校3年生= 上限80,000円

※貸付金は高校・大学などに入学した場合、申請により返済免除となります

☑(社)大田区社会福祉協議会
☎3736-2026 FAX3736-2030

戦没者等の遺族の方へ特別弔慰金の支給

☑次の全てに該当する方 ※先順位1名

- ①区内在住で戦没者等の死亡当時の遺族
- ②令和2年4月1日現在に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける妻や父母などがいない

☑問合先へ請求書類など(問合先で配布)を提出。令和5年3月31日まで

※請求者によっては、提出書類が異なる場合があります

☑福祉管理課援護係
☎5744-1245 FAX5744-1520

原爆の被害を受けた方への見舞金

☑7月1日現在区内在住で、被爆者健康手帳をお持ちの方

●支給額 12,000円

●支給予定日 8月14日

☑問合先へ電話
※昨年度支給を受けた方は申し込み不要

☑地域福祉課身体障害者支援担当
大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659
調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070
蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509
稲谷 ☎3743-4281 FAX6423-8838

福祉サービス事業者の方へ第三者評価を受けましょう

専門評価機関による事業の評価結果はとうきょう福祉ナビゲーションHP(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)に公開されます。区では、第三者評価を受ける際の費用を助成しています。

●助成額 15万~60万円

☑高齢者向けサービス(居宅)
=介護保険課 ☎5744-1655

☑高齢者向けサービス(施設)
=介護保険課 ☎5744-1258

☑障がい者(児)向けサービス
=障害福祉課 ☎5744-1316

☑保育所
=保育サービス課 ☎5744-1727

大田区奨学生(在学学生)の随時募集・返還猶予

審査基準、申込期限など詳細はお問い合わせください。

1 随時募集

☑区内に1年以上引き続き居住している保護者などから扶養され、高校などが大学などに在学している方で、新型コロナウイルス感染症により家計が急変した方

2 返還猶予

☑区奨学金を借り入れており、返還中か今年度中に返還が始まる方で、新型コロナウイルス感染症により家計が急変し

た方

◇1 2ともに◇

☑申込書を問合先へ持参か郵送

☑福祉管理課援護係
☎5744-1245 FAX5744-1520

税・年金・国保・後期高齢者医療

住民税・軽自動車税の納付案内

電話と訪問で納め忘れの案内を行っています。訪問員が現金をお預かりすることはありませんので、ご注意ください。

☑大田区納付案内センター
☎5744-1596

障害年金診断書の提出期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、提出期限が2月末~令和3年2月末の方について、期限を1年延長します。詳細は問合先HP(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

☑大田年金事務所 ☎3733-4141

国民健康保険に加入している方へ

1 高額療養費の「限度額適用認定証」を発行します

医療機関で保険証と一緒に提示すると、保険診療分は医療機関ごとに自己負担限度額までの負担となります。既に限度額適用認定証があり、8月以降も引き続き利用を希望する方も申請が必要です。

☑ 次のいずれかに該当する方

- ①69歳以下
- ②住民税非課税世帯の70~74歳
- ③住民税課税世帯の70~74歳のうち「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の区分

2 「特定疾病療養受療証」を発行します

医療機関の窓口で提示すると、1か月の自己負担限度額が10,000円(人工透析を受けている慢性腎不全の69歳以下で上位所得世帯の方は20,000円)になります。受療証の有効期限が7月31日の方には、7月中旬に新証を郵送しました。

☑ 次の疾病にかかり、長期にわたり継続した治療が必要な方

- ①血友病
- ②血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症
- ③人工透析が必要な慢性腎不全

3 新型コロナウイルス感染症の影響によ

る国民健康保険料減免の申請

☑ 次のいずれかに該当する世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したか重篤な傷病を負った
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、該当要件全てに該当する ※該当要件などの詳細は区HPをご覧ください

4 国民健康保険料は必ず納めましょう

督促の納期限後も滞納が続いた場合は、延滞金が加算されます。生活困窮などで納付が難しい方はご相談ください。

☑ 1 2 本人確認書類、保険証、1 は印鑑(スタンプ印不可) 2 は病名が分かる医師の証明を問合先へ持参。3 所定の用紙(区HPか問合先で入手)を問合先へ郵送

☑ 国保年金課 FAX5744-1516(共通)

- 1 2 国保給付係 ☎5744-1211
- 3 国保資格係 ☎5744-1210
- 4 国保料収納担当 ☎5744-1697

後期高齢者医療保険に加入している方へ

◆新しい後期高齢者医療被保険者証(オレンジ色)を郵送します

7月下旬に郵送します。8月1日以降にお使いください。現在お持ちの被保険者証は8月1日からは使用できません。

☑ 国保年金課後期高齢者医療資格担当
☎5744-1608 FAX5744-1677

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」[限度額適用認定証]を郵送します

後期高齢者医療被保険者で過去に認定を受け、現在も資格のある方へ、7月下旬に郵送します。

☑ 国保年金課後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254 FAX5744-1677

傍聴

高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議

☑ 8月4日(火)午後1時30分~2時45分

☑ 区役所本庁舎2階

☑ 先着5名程度

☑ 当日会場へ

☑ 高齢福祉課高齢者支援担当
☎5744-1430 FAX5744-1522

☑ 介護保険課計画担当
☎5744-1732 FAX5744-1551

介護保険課からのお知らせ

1 令和2年度 介護保険料の通知書を7月9日に郵送しました

保険料の納付方法	内容
① 特別徴収(年金からの差し引き)	
② 納付書や口座振替で保険料を納めていて、8月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書
③ 納付書や口座振替で保険料を納めていて、10月以降①に変わる	介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書、7~9月分納付書(口座振替の方を除く)
④ 納付書や口座振替で保険料を納めている	
⑤ 3月22日以降に大田区への転入届の手続きをした方	介護保険料納入通知書、7~9月分納付書(口座振替の方を除く)
⑥ 昭和30年4月3日から7月2日生まれの方	

2 大田区独自の保険料減額制度

☑ 保険料段階が第3段階以下で、1か月の実収入が単身で約9万円以下、2人世帯で約13万円以下の方(家賃負担がある場合、生活保護基準を基にした金額を除外して実収入を計算)

※生活保護受給者を除く。預貯金、扶養状況、保険料納付状況などの条件有り

☑ 問合先へ電話かFAXで資料を請求

●申請受付期間 8月3日~令和3年3月31日

3 介護保険負担割合証を7月9日に郵送しました

有効期限が8月1日からの介護保険負担割合証を、介護認定を受けている方全員に郵送します。

4 介護保険負担限度額の認定

低所得の方の居住(滞在)費と食費を減額する制度です。

7月31日までの認定証をお持ちの方へ、申請書を郵送しました。更新希望の方は手続きをしてください。新規の方は、区HPをご覧ください

☑ 介護保険施設、ショートステイを利用中か利用予定の方で、預貯金などの資産が一定金額以下であり、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護か中国残留邦人等支援給付を受給中
- ②世帯全員(配偶者の場合、別世帯含む)が特別区民税非課税 ※減額対象外の施設があります。入所時に施設へ確認してください

5 生計困難者利用者負担額軽減制度

軽減実施事業者の対象サービスを利用した場合に、介護費・食費・居住(滞在)費の利用者負担額を軽減する制度です。必要書類など詳細は区HPをご覧ください

☑ 特別区民税非課税世帯で、次の全てに該当する方

- ①世帯の年間収入と預貯金額が基準額(右表参照)以下
- ②居住用の家屋・日常生活に必要な資産以外の資産を所有していない
- ③扶養されていない
- ④介護保険料を滞納していない
- ⑤介護保険負担限度額の認定を受けている(施設サービス利用の場合のみ)

☑ 介護保険課 FAX5744-1551(共通)

- 1~3 ● 保険料、減額申請について=資格・保険料担当 ☎5744-1491
- 納付、口座振替について=収納担当 ☎5744-1492
- 4 5 給付担当 ☎5744-1622

●世帯の年間収入と預貯金額の基準額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算